

新産業創出等研究開発推進事業費補助金交付要綱

制 定 4 農 会 第 7 5 4 号
農林水産事務次官依命通知
一部改正
5 農 会 第 6 8 9 号
令 和 6 年 4 月 1 日
最終改正
6 農 会 第 8 0 0 号
令 和 7 年 3 月 3 1 日

(通則)

第1条 新産業創出等研究開発推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）が行う福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第110条第1項に掲げる業務に要する経費に対して補助を行い、もって、原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与すること、並びに福島をはじめ東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する研究開発を推進するため、機構の長期・安定的な運営の確保を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助金の額)

第3条 前条の目的を達成するため、農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、機構が必要とする経費のうち、補助金の交付対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費、基準額及び補助上限額は下表のとおりとし、補助率は予算の範囲内において定額とする。

<表> 補助対象経費の区分

1. 一般会計

補助金の名称 新産業創出等研究開発推進事業費補助金

経費の区分	補助対象経費	基準額
① 福島国際研究教育機構の役員報酬	福島国際研究教育機構の役員報酬に充てる経費	定額 福島国際研究教育機構の役員報酬総額の1/5相当額

2. 東日本大震災復興特別会計

補助金の名称 新産業創出等研究開発推進事業費補助金

経費の区分	研究テーマ	補助対象経費	補助率	補助上限額 (単位：千円)
① 新産業創出等研究開発推進事業費補助金	1. 土地利用型農業における超省力生産技術に向けた技術開発・実証	事業を行うために必要な経費	定額	1,370,000
	2. 輸出対応型果樹生産技術の開発・実証			
	3. 先端技術を活用した鳥獣被害対策システムの構築・実証			
	4. 施設園芸におけるエネルギー循環利用技術体系の構築と実証			
	5. 化学肥料・化学農薬に頼らない耕畜連携に資する技術の開発・実証			
	6. 未利用農林水産資源を活用した新素材の開発			
	7. 林業の自動化に資する技術開発・実証			
	8. 福島浜通り地域等の農林水産業復興の将来方向性に関する研究			
	9. 福島浜通り地域等の農林水産業復興に資する研究事業			
② 農林水産分野の先端技術展開事業費補助金	1. 先端技術の現地実証	事業を行うために必要な経費	定額	547,524
	2. 研究成果の社会実装促進			
	3. 研究課題等進行管理業務			

(申請の手続)

第4条 機構は、補助金の交付を受けようとするときは、農林水産技術会議事務局長

が別に通知する日までに、様式第 1 による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

- 2 機構は、前項の規定により補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 機構は、様式第 2 のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、補助金交付申請書と併せて提出しなければならない。

（交付決定の通知）

- 第 5 条 大臣は、前条の規定により補助金交付申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類を審査の上、補助金の交付決定を行い、様式第 3 による補助金交付決定通知書を機構に通知するものとする。補助金の交付決定において、大臣は、適切な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付して補助金の交付決定をすることができる。
- 2 前条の規定により補助金交付申請書が農林水産省に到達してから補助金の交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。
 - 3 大臣は、第 1 項の規定により補助金の交付決定を行うに当たって、前条第 2 項本文の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請されたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、交付申請された額をもって通知する。
 - 4 大臣は、前条第 2 項ただし書の規定により交付申請されたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

- 第 6 条 機構は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その通知を受けた日から 15 日以内に様式第 4 による補助金交付申請取下書に参考となる書類を添えて大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により補助金の交付申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の遂行等)

第7条 機構は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認)

第8条 機構は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第5による補助金計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第5条の規定により交付決定された経費の配分を変更する場合（補助対象経費の区分に係る配分額のいずれか低い金額の30%以内の範囲内で当該配分額を流用する場合に限る。）についてはこの限りでない。

2 大臣は、前項の規定により申請された計画変更について承認する場合には、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 機構は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第6による補助事業中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 機構は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第7による補助事業遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 機構は、補助事業の遂行及び収支状況について大臣から報告を求められたときは、速やかに様式第8による補助事業状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 機構は、補助事業を完了したとき（第9条に規定する中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、翌年度の5月31日までに様式第9による補助事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 機構は、国の会計年度が終了したときに補助事業が未完了の場合は、補助金の交付決定を受けた翌年度の4月末日までに様式第10による国の会計年度終了に伴う実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 機構は、前2項の規定により実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税

に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

- 4 前項の場合における報告書の提出期限について、大臣の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。
- 5 機構は、様式第2のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、第1項の規定による実績報告書の提出と併せて提出しなければならない。なお、必要に応じ、農林水産省の職員が環境負荷低減の取組状況について現地確認を行うことができるものとする。

(補助金の額の確定等)

- 第13条 大臣は、前条第1項の規定による補助事業の実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、機構に通知する。
- 2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 機構は、補助事業完了後又は前条第1項による額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第11による消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書により速やかに大臣に報告しなければならない。
- 2 大臣は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 前条第3項の規定は、前項の規定により返還を命じた場合について準用する。

(交付決定の取消等)

- 第15条 大臣は、第9条の規定により補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第5条の規定による補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 機構が、適正化法、施行令その他の法令又は本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 機構が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 機構が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続

する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の規定により取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により交付の決定を取り消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

(補助金の支払)

- 第16条 補助金は、第13条の規定により交付すべき補助金の額を決定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。
- 2 機構は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による補助金精算(概算)払請求書を大臣及び官署支出官大臣官房予算課経理調査官に提出しなければならない。

(財産の管理等)

- 第17条 機構は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、機構に収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第18条 取得財産等のうち施行令第13条第4号及び第5号の規定により、大臣が定める処分を制限する財産は、取得財産等のうち、1個又は1組の取得価格が50万円以上の財産及び効用の増加価格が50万円以上の財産とする。
- 2 施行令第14条第1項第2号の規定により、大臣が定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
 - 3 機構は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
 - 4 前条第2項の規定は、前項の規定により承認する場合について準用する。

(補助金の経理)

第19条 機構は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収支の額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 機構は、前項に規定する収支の額のうち、支出額については、その支出内容を証する書類を整備して前項に規定する帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則（令和5年3月28日付け4農会第754号農林水産事務次官依命通知）
この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年4月1日付け5農会第689号一部改正）
この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月31日付け6農会第800号一部改正）
この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

農林水産大臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 者

令和7年度新産業創出等研究開発推進事業費補助金交付申請書

新産業創出等研究開発推進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、下記金額について交付していただきたく申請します。

記

1. 補助事業の目的 別紙事業実施計画のとおり
2. 補助事業の内容及び計画 別紙事業実施計画のとおり
3. 補助事業期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
4. 補助事業費総額
イ. 総額 千円
ロ. 申請額 千円
ハ. 補助事業に要する経費の配分 総額の %

〔予算別内訳〕

（単位：千円）

区 分	総事業費	補助対象経費 A	自己収入額 B	差引額 A－B	補助金の額
●●事業費					

合 計

〔別記〕 補助対象経費明細書

補助金の名称 新産業創出等研究開発推進事業費補助金

経費の区分	補助対象経費明細 (千円)		備考

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

(注) 一般会計、東日本大震災復興特別会計別に作成すること。

(様式第1別紙)

令和7年度新産業創出等研究開発推進事業費補助金に係る補助事業 事業実施計画

1 事業者の概要

申請者	所在地	〒
	事業者名	
	代表者氏名	
	連絡先	TEL、E-mail
事業責任者	役職氏名	
	連絡先	TEL、E-mail
会計責任者	役職氏名	
	連絡先	TEL、E-mail

2 事業の目的

※現状の課題を踏まえた事業の目的を具体的に記載すること。

3 事業の内容及び実施計画

(1) 事業の内容

※事業の目的の実現に向けた取組内容を具体的に記載すること。

(2) 事業の実施計画

※事業の実施体制（関係機関との連携体制を含む。）、実施方法、実施スケジュール等について、具体的に記載すること。

様式第2（第4条及び第12条関係）

令和●年●月●日

住所 福島県○○○
法人名 福島国際研究教育機構
代表者名 ○○ ○○

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

申請時 /報告時	
	(1) 適正な施肥
☐ / ☐	① ※ ¹ 農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討
	(2) 適正な防除
☐ / ☐	② ※ ¹ 農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）
	(3) エネルギーの節減
☐ / ☐	③ オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
☐ / ☐	④ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討
☐ / ☐	⑤ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討
	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
☐ / ☐	⑥ ※ ¹ 肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない ☐ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
☐ / ☐	⑦ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
☐ / ☐	⑧ 資源の再利用を検討
	(6) 生物多様性への悪影響の防止
☐ / ☐	⑨ ※ ¹ 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
☐ / ☐	⑩ ※ ¹ 特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守
	(7) 環境関係法令の遵守等
☐ / ☐	⑪ みどりの食料システム戦略の理解
☐ / ☐	⑫ ※ ² 関係法令の遵守

☐ / ☐	⑬ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
☐ / ☐	⑭ ※ ¹ 機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める
☐ / ☐	⑮ 正しい知識に基づく作業安全に努める
☐ / ☐	報告内容の確認と記入情報の取扱いについて
	本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。 記入いただいた情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、機構の同意がなければ第三者に提供することはありません。

注

※¹の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目のチェックは不要です。

※²遵守すべき関係法令は以下のとおり。

○エネルギーの節減

・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

○廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

○生物多様性への悪影響の防止

・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）

○環境関係法令の遵守等

・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）

・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

文 書 番 号
令和●年●月●日

法 人 名 福島国際研究教育機構
代表者名 ○○ ○○

農林水産大臣

令和7年度新産業創出等研究開発推進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった令和7年度新産業創出等研究開発推進事業費補助金については、新産業創出等研究開発推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付第 号で申請のあった「新産業創出等研究開発推進事業費補助金」に係る補助事業とし、その内容は補助金交付申請書記載の補助対象経費明細書のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容の変更により、補助事業に要する経費及び補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
3. 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額の合計額又は補助金の額のいずれか低い額とする。
4. 補助事業の期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
5. 補助事業は補助金の交付を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。
6. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱に従わなければならない。

様式第4（第6条関係）

文 書 番 号
令和●年●月●日

農林水産大臣 殿

住 所 福島県○○○○
法 人 名 福島国際研究教育機構
代表者名 ○○ ○○

令和7年度新産業創出等研究開発推進事業費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付 第 号をもって申請した新産業創出等研究
開発推進事業費補助金交付申請は、下記の理由により取り下げたいので、新産業創
出等研究開発推進事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により申し出ます。

記

農林水産大臣 殿

住 所 福島県○○○○
法 人 名 福島国際研究教育機構
代表者名 ○○ ○○

令和 7 年度新産業創出等研究開発推進事業費補助金計画変更承認申請書

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった令和 7 年度新産業創出等研究開発推進事業費補助金に係る補助事業の計画を下記のとおり変更したいので、新産業創出等研究開発推進事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、承認していただきたく申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更理由
3. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額の対比
4. 各対象経費金額の算出内訳

文 書 番 号
令和●年●月●日

農林水産大臣 殿

住 所 福島県○○○○
法 人 名 福島国際研究教育機構
代表者名 ○○ ○○

令和7年度新産業創出等研究開発推進事業費補助金
の補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった令和
7年度新産業創出等研究開発推進事業費補助金に係る補助事業については、下記の
とおり事業を中止（廃止）したいので、新産業創出等研究開発推進事業費補助金交
付要綱第9条の規定により、承認していただきたく関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付決定額 円
2. 補助事業中止（廃止）の発生年月日及びその理由
3. 補助金の使用状況
 - (1) 支出済額 円
 - (2) 未使用額 円

農林水産大臣 殿

住 所 福島県○○○○
法 人 名 福島国際研究教育機構
代表者名 ○○ ○○

令和7年度新産業創出等研究開発推進事業費補助金の補助事業遅延報告書

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった令和7年度新産業創出等研究開発推進事業費補助金について、新産業創出等研究開発推進事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定額 円
2. 遅延等の原因及び内容
3. 遅延等に係る金額
4. 遅延等に対する措置内容
5. 遅延等が業務に及ぼす影響
6. 補助事業の遂行及び完了の予定

文 書 番 号
令和●年●月●日

農林水産大臣 殿

住 所 福島県○○○○
法 人 名 福島国際研究教育機構
代表者名 ○○ ○○

令和7年度新産業創出等研究開発推進事業費補助金の補助事業状況報告書

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった令和7年度新産業創出等研究開発推進事業費補助金について、新産業創出等研究開発推進事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業実施概要
2. 補助事業収支状況

（注）

- 1 補助事業実施概要は、主要事業の実施状況を略記すること。
- 2 補助事業収支状況は別紙様式とすること。

(様式第8別紙)

補助事業収支状況

1 収入

区分	当初予算額	変更額	予算現額	今期までの 予定額	収入額					備考
					前期までの 累計	今期の額	合計			
							収入済額	収入未済額	計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

2 支出

区分	総事業額	補助対象 経費	補助金の 額	変更額	補助条件 による流 用減(△) 額	予算現額	今期まで の予定額	支出額						備考
								前期まで の累計	今期の額	合計				
										支出済額	支出未済 額	計	うち自己収 入充当額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計														
うち人 件費														

(注)

- 1 区分欄は事業区分別に記入すること。
- 2 当初予算額欄には、補助金交付決定通知で認められた予算額を、変更額欄には、その後農林水産大臣の承認を受けて変更を行った場合の額を、補助条件による流用増減額欄には、新産業創出等研究開発推進事業費補助金交付要綱で認められた範囲の流用増減額を記入すること。
- 3 農林水産大臣の承認を受けて2回以上予算を変更している場合には、変更額の内訳を別記すること。
- 4 補助条件の範囲内における流用を行った場合は、それぞれの対象科目及び金額、流用理由並びに流用年月日を別記する。
- 5 収入未済額は、収入が確定しているが収納されていないものの額を、支出未済額は、支出が確定しているが支出されていないものの額をいう。

農林水産大臣 殿

住 所 福島県○○○○
法 人 名 福島国際研究教育機構
代表者名 ○○ ○○

令和7年度新産業創出等研究開発推進事業費補助金の補助事業実績報告書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあった令和7年度
新産業創出等研究開発推進事業費補助金について、新産業創出等研究開発推進事業
費補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業実施概要
2. 補助事業収支精算書
3. 処分制限財産の内訳
別添

（注）補助事業収支精算書は別紙様式とすること。

補助事業収支精算書

1 収入

区分	当初予算額	変更額	予算現額	収入額			備考
				収入済額	収入未済額	計	
	円	円	円	円	円	円	

2 支出

区分	総事業額	補助対象経費	補助金の額	変更額	補助条件による流用減(△)額	予算現額	支出額				備考
							支出済額	支出未済額	計	うち自己収入充当額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計											
うち人件費											

(注)

- 1 区分欄は事業区分別に記入すること。
- 2 当初予算額欄には、補助金交付決定通知で認められた予算額を、変更額欄には、その後農林水産大臣の承認を受けて変更を行った場合の額を、補助条件による流用増減額欄には、新産業創出等研究開発推進事業費補助金交付要綱で認められた範囲の流用増減額を記入すること。
- 3 農林水産大臣の承認を受けて2回以上予算を変更している場合には、変更額の内訳を別記すること。
- 4 補助条件の範囲内における流用を行った場合は、それぞれの対象科目及び金額、流用理由並びに流用年月日を別記する。
- 5 収入未済額は、収入が確定しているが収納されていないものの額を、支出未済額は、支出が確定しているが支出されていないものの額をいう。
- 6 本書とは別に、研究課題ごとの収支についても報告すること。その際、帳簿等のほか農林水産省が必要と認める資料を添付すること。

農林水産大臣 殿

住 所 福島県○○○○
法 人 名 福島国際研究教育機構
代表者名 ○○ ○○

国の会計年度終了に伴う
令和7年度新産業創出等研究開発推進事業費補助事業実績報告書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあった令和7年度新産業創出等研究開発推進事業費補助金に係る下記事業については、国の会計年度内に補助事業が完了しておりませんので、新産業創出等研究開発推進事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、別紙関係資料を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の年度末実績額 別紙のとおり
2. 補助事業の実施状況

(様式第 10 別紙)

補助事業の年度末実績額

(単位：円)

経費の区分	交付決定額	年度末 決算額①	既に支払を受けた 合計額②	差額 ①―②	次年度繰越額	実績の明細
合 計						

(注)

- 1 一般会計、東日本大震災復興特別会計別に作成すること。
- 2 「年度末決算額①」は委託事業等の年度内支出済額を記載すること。

農林水産大臣 殿

住 所 福島県○○○○
法 人 名 福島国際研究教育機構
代表者名 ○○ ○○

令和 7 年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

新産業創出等研究開発推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）
第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1. 補助金額（交付要綱第 1 3 条による額の確定額） | |
| | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | |
| | 円 |
| 3. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | |
| | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 | |
| | 円 |

（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

農林水産大臣 殿

住 所 福島県○○○○
法 人 名 福島国際研究教育機構
代表者名 ○○ ○○

令和 7 年度新産業創出等研究開発推進事業費補助金精算（概算）払請求書

新産業創出等研究開発推進事業費補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額 円
2. 請求金額の算出内訳（概算払請求をする場合に限る。）
3. 概算払を必要とする理由（概算払請求をする場合に限る。）
4. 振込先金融機関名、支店、預金の種別、口座番号及び預金の名義